平成２５年（フ）第２９９号
長野県長野市稲里１丁目11番地15、前住所新潟市中央区女池南１丁目５番21号　クレアール桜木312
債務者　矢島　由佳
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１７号
新潟県燕市吉田西太田1290番地１　県営住宅213号
債務者　奥山　祐士
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１８号
新潟県燕市吉田西太田1290番地１　県営住宅213号
債務者　奥山美知子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３７号
新潟市中央区附船町１丁目4235番地
債務者　保苅　和夫
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６０号
新潟市北区松浜新町23番10号、前住所新潟県長岡市新保１丁目９番36号　メゾン優202号室
債務者　藤井　暢代（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
京都府与謝郡与謝野町字弓木1407番地12
債務者　浪江　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５０号
京都府与謝郡与謝野町字下山田1017番地
債務者　鈴木　欣智
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５２号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1139番地
債務者　浪江　道代
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第６５７号
神戸市中央区橘通１丁目１番10―405号
債務者　石井　美保（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７５号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目８番１―104号
債務者　土屋　連治
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１９号
兵庫県尼崎市田能２丁目４番９―202号
債務者　谷間　宏道
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０５１号
広島市佐伯区利松３丁目８番12号　ドミール三和Ｂ201
債務者　福井　正信
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７９号
広島県廿日市市串戸２丁目12番３号
債務者　小田　晴美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５８号
広島市佐伯区五日市中央１丁目10番25―303号
債務者　納富　光春
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７１号
広島市東区温品４丁目18番27号
債務者　酒井　　恵（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
山口県長門市三隅下2047番地１
債務者　篠原　　昭
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３７号
山口県萩市大字椿東5244番地
債務者　吉浦　久人
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３８号
山口県萩市大字椿東5244番地
債務者　吉浦恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
山口地方裁判所萩支部